

## 岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金交付要綱

令和8年3月31日 制定

### (総則)

第1条 県は、中心市街地における遊休不動産の利活用を促進するため、都市再生推進法人等が所有者との間で締結する賃貸借契約に基づき当該不動産を賃借し、これを第三者に転貸する場合において、当該不動産を利用に供し得る状態とするために不可欠と認められる最低限度の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画に定める区域又は市町村が策定した中心市街地活性化計画において定める区域をいう。
- (2) 店舗併用住宅 店舗と住宅の機能を併せ持ち、店舗部分と住宅部分が明確に分離できる住宅をいう。
- (3) 遊休不動産 6月以上事業の用に供されていない店舗、事務所、倉庫、店舗併用住宅及び空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。）をいう。
- (4) 所有者 賃借する遊休不動産（以下「賃借物件」という。）を所有している者をいう。
- (5) 出店者 賃借物件について、都市再生推進法人等と賃貸借契約を結び、かつ、小売業やサービス業等中心市街地の活性化及びにぎわいの創出に適した業を行おうとする個人又は法人であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 中心市街地にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とした者。ただし、当該者の責めに帰さない事情等により移転前の店舗が空き店舗となった場合を除く。
  - イ 賃借物件の所有者又はその同一世帯に属する者若しくは生計を一にする者並びに所有者の3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者
  - ウ 賃借物件を転貸借する者。ただし、当該賃借物件の一部を小売業、サービス業等を行うための店舗の用に供される物件として貸し出す場合を除く。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が不相当と認める者

### (補助事業団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業団体」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人
  - (2) まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された法人であり、市町村と連携して遊休不動産と出店希望者のマッチングを支援する事業者として市町村が認めた法人
- 2 前項第2号に掲げる団体は、次の要件を備えたものでなければならない。
- (1) 代表者又は役員の設定があること。
  - (2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。
  - (3) 収支の経理が明確にされていること。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業団体、所有者及び出店者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理

事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他団体(以下この条において「法人等」という。)

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人等若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助対象期間、補助率並びに補助金の限度額は、別表1のとおりとする。ただし、別表1に規定する補助対象経費について、同一の賃借物件に対して国又は岐阜県の他の補助金又は助成金等の交付決定を受けた場合は、本補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業団体は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。

(事業の着手時期)

- 第7条 事業の着手時期は、原則として規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により交付の決定前に事業に着手しようとする者は、補助金交付申請書に、事前着手理由書(別記第2号様式)を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1号から第4号までの条件が付されているものとする。
- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減及び事業計画の細部の変更とする。
  - 3 補助事業団体が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定による報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
    - (1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
    - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)
    - (3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(状況報告)

第10条 補助事業団体は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業団体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業団体に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期)

第13条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業団体は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、補助事業団体に対して、当該補助金の全部又は一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業団体が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合
- (2) 補助事業団体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、補助事業団体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業団体、所有者及び出店者が第4条各号の規定に該当するときは、知事は、補助事業団体に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた者が第4条各号の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業団体は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分制限)

第17条 規則第21条の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助対象事業の完了した日から起算して5年間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第18条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業の実施により効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(書類の提出部数)

第19条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助金の限度額
<p>補助事業団体が所有者との間で5年以上の期間を定めて締結する賃貸借契約に基づき当該物件を賃借し、これを第三者に転貸するために実施する改修等。ただし、出店者の行おうとする事業が、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 暴力団等の統制の下にある団体又はグループを支援する事業</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業その他公序良俗に反するおそれのある事業</p> <p>(3) 政治団体を支援する事業</p> <p>(4) 宗教上の組織又は団体を支援する事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切であると知事が認める事業</p>	<p>賃借物件（店舗併用住宅の場合は、店舗部分に限る。）を利用可能な状態とするために不可欠と認められる最低限度の改修等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残置物撤去費</li> <li>・外装工事費</li> <li>・水道、電気、ガス、空調工事費</li> </ul>	<p>補助金の交付決定を受けた会計年度の属する2月末日まで</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>1,000千円</p> <p>ただし、市町村から交付を受けた補助額を超えないものとする。</p>

別記  
第1号様式（第6条関係）

第 年 月 号  
日

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名  
連絡先

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容 事業計画書（別紙1）のとおり

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費   | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

《添付書類》

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 事業費・補助金額積算内訳書（別紙2）
- (3) 事業主体の定款、規約その他これに類するもの（第3条第1項第2号の団体に限る。）
- (4) 事業主体の構成員名簿（第3条第1項第2号の団体に限る。）
- (5) 賃借物件の全部事項証明書又は権利が分かる資料
- (6) 賃借物件の位置図
- (7) 賃借物件の配置図、平面図及び改修の概要が分かるもの（図面等）
- (8) 施工前の賃借物件の内外部の現状が分かる写真
- (9) 補助対象経費の見積書の写し
- (10) 市町村が補助事業団体と認める書類（第3条第1項第2号の団体に限る。）
- (11) その他参考となる資料

## 別紙1

## 補助事業計画書

## 1 賃借物件の情報

賃借物件	名 称 所在地
所有者	住 所 氏 名 (※法人の場合は、法人名及び代表者氏名)
事業の用に供されていない期間	年 月 日
賃貸借契約日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他の補助金申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 補助金) <input type="checkbox"/> 無

## 2 改修工事の内容

工事予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
改修工事の内容	

## 3 出店者の情報

出店者	住 所 氏 名 (※法人の場合は、法人名及び代表者氏名)
賃貸借契約日	令和 年 月 日
賃借期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
賃料 ※消費税込	月額 円 (年額 円)
営業業種及び品種	
店舗の名称 (予定)	
営業開始予定日	令和 年 月 日

別紙2

事業費・補助金額積算内訳書

(支出)

改修工事の内容	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	内訳及び積算
合 計			

(注)「内訳及び積算」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額 (補助率 1/3)	, 000円 (千円未満の端数は切り捨て)
市町村の補助金交付申請額	円

第2号様式（第7条関係）

事前着手理由書

経費の内容	
事前着手（予定）日	
事前着手が必要な理由	

※経費の具体的な内容が分かる資料を添付すること。

（注） 交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応していただくこととなりますので、十分にご留意ください。

第 年 月 号  
日

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金に関する  
事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の内容について、下記のとおり変更の承認を受けたいので岐阜県補助金等交付規則第6条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注) 変更後の事業計画書（別紙1及び別紙2のほか、変更内容が分かる書類）を添付すること。

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金に関する  
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金に関する補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり遅延するので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延の内容と理由
- 4 遅延に対する措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

（遅延の理由を立証する書類を添付すること。）

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金補助事業  
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の遂行状況について、岐阜県補助金等交付規則第11条の規定により報告します。

記

交付決定額	(申請時) 事業に要する経費		支出額	
		うち補助対象経費		うち補助対象経費
円	円	円	円	円

(注) 市町村の補助金交付決定通知書(写)を添付すること。

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

記

1 事業の実績等 補助事業実績書（別紙1）のとおり

2 事業に要した経費及び補助金の額

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費   | 円 |
| (3) 補助金の額    | 円 |

《添付書類》

- (1) 補助事業実績書（別紙1）
- (2) 事業費・補助金額支出内訳書（別紙2）
- (3) 補助対象経費の領収書等、支払を証明する書類の写し
- (4) 設備改修部分の前後が対比できる改修箇所の写真
- (5) 設備改修の概要が分かるもの（図面等）
- (6) 収支決算書
- (7) その他参考となる資料

## 別紙 1

## 補 助 事 業 実 績 書

## 1 出店情報等

店舗の名称 (予定)	
所在地	
改修完了日	年 月 日
営業開始予定日	年 月 日
賃借期間	年 月 日 ~ 年 月 日

## 2 改修工事の内容

改修工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
改修工事の内容	
請負業者・所在地	事業者名 所在地

別紙2

事業費・補助金額支出内訳書

(支出)

改修工事の内容	事業に要した経費 (円)	補助対象経費 (円)	内訳及び支出
合 計			

(注)「内訳及び支出」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要した経費	円
補助対象経費	円
補助金の額（補助率 1/3）	， 0 0 0 円（千円未満の端数は切り捨て）
市町村補助金額	円

注) 市町村の補助金額が分かる資料を提出すること。

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名  
発行責任者  
担当者  
連絡先

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

<振込先>

金融機関名	
本・支店名	
預金種目	当座・普通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）相当額が消費税等に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

岐阜県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

年度岐阜県中心市街地遊休不動産活用事業補助金に係る取得財産の処分承認申請書

標記補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、岐阜県補助金等交付規則第21条の規定により承認を申請します。

記

1 処分の内容

物件名	
所在地	
補助年度	
補助面積	( $m^2$ $m^2$ )
補助金額	( 千円 千円 )
処分内容	
処分子定年月日	
備考	

注) 補助金を受けた物件の一部を処分する部分は、補助面積及び補助金額欄の上段に当該処分に係る部分、下段（ ）内に補助の全体を記入する。

2 処分の理由